

番 号 : 170722

国 名 : シエラレオネ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : カンビア県地域開発能力向上プロジェクト終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年11月下旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 22日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月4日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年10月18日(水)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 8点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 45点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③ 語学力 18点
 - ④ その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	シエラレオネ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要）。

6. 業務の背景

シエラレオネは、1991年から10年近くに渡り続いた政府軍と反政府軍の内戦が2002年1月に終結した。内戦からの復興を経て開発の段階に移行しつつある同国では2004年に地方自治法が制定、地方分権化の推進が試みられており、地域のニーズに基づく3カ年県開発計画が策定され、社会基盤施設の整備や各種行政サービスを実施する枠組みが作られている。また、開発計画策定時には住民のニーズや情報収集のために、住民代表からなるワード委員会が設立されている。一方で、県議会議員の人員・能力の不足から、地域ニーズの的確な把握及び計画・事業への反映、セクター省庁との調整・連携等が適切に実施されておらず、必要とされている行政サービスや道路、給水施設といった社会基盤施設の整備が有効に実施されていない。

これらの状況を受け、JICAはシエラレオネ政府の要請に基づき、地方自治・地域開発省、カンビア、ポートロコ両県議会をカウンターパート（C/P）機関とし、両県での効果的・効率的な地域開発の実施体制確立を目的に、「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」を2009年11月から5年間の予定で開始した。

同プロジェクト内ではカンビア県、ポートロコ県を対象に地域開発パイロット事業を実施し、そこから得られた教訓から、地域開発モデルを構築していた。しかしながら、2013年12月頃からギニアでエボラ出血熱が発生し、シエラレオネにもその流行が拡大し、2014年8月には本プロジェクトも休止された。2015年11月のエボラ終息宣言に伴い、同プロジェクトは2016年1月一時中断された業務を再開、延長し、北部州他3県（ボンバリ県、トンコリリ県、コイナドゥグ県）も加え「エボラ復興活動」を取り入れることとした。延長期間は2016年6月から2018年7月で、プロジェクト再開後は、休止前に作成支援を行っていた地域開発モデルをガイドライン（「地域開発事業実施ガイドライン」¹）としてまとめ、同ガイドラインを活用し、対象地域のニーズに対応する活動を計画、地域のエボラ出血熱からの復興の実現に貢献している。同復興活動を通じ、C/P、その他北部州の県議会職員の地域開発にかかる計画・事業実施・管理能力がさらに向上することが期待されている。なお、2017年8月からは、プロジェクトの対象地域をカンビア県、ポートロコ県から北部州の他3県に移している。

本プロジェクトは、エボラ危機による延長前の2014年4月から5月にかけて終了時評価を行っている。しかしながら、エボラ復興活動を取り入れた延長期間においても、その活動の実績、成果の確認の必要があり、2018年7月の延長期間終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本技術協力プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年11月下旬）

①既存の文献、報告書等（業務進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）

¹ 「地域開発事業実施ガイドライン」は、これまで「県・村落開発ハンドブック」という名称だったが、2017年の改訂に伴い名称を変更している。本ガイドラインは2004年に出されたシエラレオネ地方自治法に沿い、地方分権化を推進するため、地方自治体職員の職務を具現化したものである。特に紛争の要因になった若者の阻害に配慮し、地方議会が若者を含む住民を事業のニーズ、計画策定から、維持管理までの事業マネージメントに巻き込む手順を明示している。同時に、エボラ復興計画における地方自治省の重点項目で挙げられている、地方議会の透明性・説明責任の確保（特に調達分野における透明性・説明責任の確保）に配慮した各職員の役割を示している。

をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関（地方自治・地域開発省、カンビア県議会、ポートロコ県議会、ボンバリ県議会、トンコリリ県議会、コイナドゥグ県議会）、その他シエラレオネ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。

④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017年11月下旬～12月中旬）

①JICAシエラレオネフィールドオフィス等との打合せに参加する。

②本技術協力プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。

③シエラレオネ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びシエラレオネ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（英文）（案）の取りまとめを行う。

⑥担当分野に係る会議記録を作成する。

⑦評価報告書（英文）（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑨現地調査結果のJICAシエラレオネフィールドオフィス、シエラレオネ側C/P等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2017年12月中旬～12月下旬）

①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。

②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

（1）評価報告書（英文）

（2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（和文）

（3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒パリ／アムステルダム⇒シエラレオネを標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年11月29日～2017年12月20日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAシエラレオネフィールドオフィス及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- ④ 通訳備上
なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- ⑥ 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室 (eigge@jica.go.jp) より配布します。

- ・ 終了時評価調査報告書 (2014年実施)
- ・ モニタリングシートno. 1
- ・ 業務進捗報告書
- ・ PDM(最新)
- ・ Local Councils' Development Operational Guidelines

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 中間レビュー調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12146213.pdf

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、タイトルに「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」と記載してメールをお送りください。

なお、以下の資料は、受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄してください。(受領と共に右に同意いただいたものとします。)

- ・ 独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報セキュリティ管理細則

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAシ

エラレオネフィールドオフィスなどにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上